

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年4月14日（令和3年（行情）諮問第147号ないし同第153号）

答申日：令和4年1月20日（令和3年度（行情）答申第469号ないし同第475号）

事件名：平成30年度の過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）に係る契約書等の一部開示決定に関する件

平成27年度の過労死等防止対策推進シンポジウム事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件

平成28年度の過労死等防止対策推進シンポジウム事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件

令和元年度の過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）に係る契約書等の一部開示決定に関する件

平成29年度の過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件

平成30年度の過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件

令和元年度の過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書7の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表3、別表5及び別表6の各3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表1の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

#### ア 審査請求の趣旨

原処分における不開示部分のうち、以下の部分の開示を求める。

(ア) 文書1ないし文書7の各(1)及び(3)の文書の「氏名、職名、謝金額などの個人の情報」。これについては、行政機関個人情報保護法2条2項ないし4項に該当する個人情報以外の部分の開示を求める。ただし、事業として行ったものについては、個人であっても全部開示することを求める。

(イ) 「法人の印影」

(ウ) 文書1ないし文書7の各(1)の文書の「予定価格、技術評価の得点等」

(エ) 「委託事業費精算報告書、実施計画書等」の「数量、単価、金額、実施計画の詳細など法人等に関する情報」

#### イ 審査請求の理由

(ア) 法においては、法5条に限定列挙された不開示情報以外は、原則として公開しなければならない。

(イ) 上記ア(ア)に掲げる部分のうち「謝金額等」については、個人を識別することができるものとはいえない。

また、公金を使った事業については、その用途について、適正に支出されているか等、政府は国民に説明する責務がある。謝金額等については、開示しても、個人が識別されない限り、個人の権利利益を害するおそれはない。

(ウ) 「法人の印影」について、原処分は、これを公にすると、偽造され、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとしている。しかしながら、我が国の商慣習では、法人の印を押印した契約書及び印鑑証明書等を契約時に交付することが頻繁に行われており、行政情報の開示請求に限って、偽造されるおそれがあるとして不開示とすることは適当ではない。また、法人の印影を公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

(エ) 「予定価格、技術評価の得点等」については、既に終了している事業の予定価格及び技術評価の得点等を開示しても、厚生労働省及び当事者の地位を不当に害するおそれはない。また、公正な競争が行われているかについて、政府は国民に説明する責務があり、当該情報を開示するに当たって著しい権利侵害がない限り、公益上、開示されなければならない。

(オ) 「委託事業費精算報告書、実施計画書等」の「数量、単価、金額、実施計画の詳細などの法人等に関する情報」については、公金を使った事業については、その用途について、適正に支出されているか等国民に説明する責務がある。また、個人事業主や法人等が公共の事業に参加するに当たっては、その営業上の情報が、一定程度開示されることを予め甘受しなければならない。

## (2) 意見書

### ア 総論

本件開示請求は、法に基づいて行われたものである。法は、憲法 21 条が明記する「知る権利」を法制化したものであり、原則として、行政機関が保有する情報は、国民主権の理論に則り、ことごとく公開されなければならない。

法の施行による我が国の行政の改善は大きく、これによって、様々な不正が明らかになるとともに、不正を未然に防ぎ、また行政事務に対する適正な改善意見がなされることにより、公務の在り方や従事する者の意識、公金の使い方等が改められてきた。

しかしながら、上記の理念や効果があったとしても、行政機関が保有する情報を開示することにより、著しい権利侵害が認められる場合には、当然侵害される者の権利を保護しなければならない。同時に、国民の「知る権利」も侵害されてはならず、権利侵害を理由とした情報の不開示が濫用されてはならない。処分庁は、その侵害され得る権利の内容について、具体的かつ明示的に説明しなければならない。

### イ 個別の論点に関する意見

#### (ア) 謝金額

- a 原処分における不開示理由は、法 5 条 1 号該当性
- b 上記 a に対する審査請求人の意見は、上記 (1) イ (イ) のとおり。
- c 諮問庁の理由説明書における説明は、法 5 条 2 号イ該当性 (下記第 3 の 3 (4) ア (ア))
- d 上記 c に対する審査請求人の追加意見

公金を支出する委託事業では、著しく高額な支出等にならないように、委託元である省庁から謝金額の目安等が提示されることがほとんどであり (甲 1 号証 19 頁ないし 21 頁)、これを開示しても、競争上の地位を害するおそれがあるとはいえない。また、適正な支出がなされているかを説明する責務からも、当該情報は開示されなければならない。

#### (イ) 法人の印影

- a 原処分における不開示理由は、法5条2号イ及び4号該当性
- b 上記aに対する審査請求人の意見は、上記(1)イ(ウ)のとおり。
- c 諮問庁の理由説明書における説明は、法5条2号イ該当性(下記第3の3(4)ア(イ))
- d 上記cに対する審査請求人の追加意見  
法人の印影は、各文書が法人等の契約締結権限を有する者によって真正に作成された文書であることを示すために押捺されるものであり、作成名義人の氏名等とあいまって契約を締結した者を特定し、契約締結権限を証明するという意味を有するほか、特殊な情報が含まれているわけではない。本件対象文書については既に委託先が明らかになっており、これを開示しても、当該法人の正当な利益が損なわれることはない(大阪高裁平成10年(行コ)第5号同10年11月11日判決、奈良地裁平成9年(行ウ)第3号同10年3月4日判決)。  
また、情報の開示と「犯罪の予防等に支障が生ずるおそれ」との間には因果関係を要する。印影の開示と印章偽造等の犯罪行為との関連は、直接的なものではなく、犯罪者が不法な意図をもって実施機関により開示された印影等を用いて印章偽造を行うなどの異例な場合にのみ起こり得るにすぎないため、因果関係を認めることは困難である(大阪高裁平成10年(行コ)第5号同10年11月11日判決、福岡高裁平成6年5月23日判決)。

(ウ) 予定価格及び技術評価の得点

- a 原処分における不開示理由は、法5条6号ロ該当性
- b 上記aに対する審査請求人の意見は、上記(1)イ(エ)のとおり。
- c 諮問庁の理由説明書における説明は、法5条6号柱書き及びロ該当性(下記第3の3(4)イ)
- d 上記cに対する審査請求人の追加意見  
予定価格については、理由説明書にあるとおり、既に公知の情報であり、開示すべきである。  
また、公金を支出する事業における総合評価落札方式を含む入札については、審査の透明性及び公正性を確保する観点から、原則として開示されなければならない。従来の総合評価落札方式では、各省庁は、落札者以外の情報及び価格点や技術評価点を原則として公開しなかった。しかし、令和2年度に発覚した特定の事業者の特定の給付金等の不正受託疑惑に端を発する不透明な入札プロセスに対する反省から、各省庁においては、入札結果等の開

示事項を現状より拡張する検討を含む調達プロセスの透明化に向けた検討を進めている（甲2号証ないし甲6号証）。

経済産業省においては、採点結果、評価コメント等を開示する方向で検討しており、今後の情報公開訴訟等においても、この結論に追随する可能性が高いと思われる（甲5号証12ページ）。また、特定県においては、平成22年度から、総合評価方式の入札の評価表において評価項目ごとの数値も含めて開示している。

(エ) 事業費の内訳（数量、単価、金額等）及び実施計画の詳細

- a 原処分における不開示理由は、法5条6号口該当性
- b 上記aに対する審査請求人の意見は、上記(1)イ(オ)のと  
り。
- c 諮問庁の理由説明書における説明は、法5条2号イ該当性（下  
記第3の3(4)ア(ア)及び(ウ)）
- d 上記cに対する審査請求人の追加意見

法に基づく開示請求について、第三者等の権利侵害を理由として不開示決定をする場合には、侵害され得る権利の内容を具体的かつ明示的に説明しなければならない。処分庁の不開示理由は、侵害され得る権利の内容について、具体的かつ明示的であるとはいえず、これらを開示することにより、当該特定法人等に具体的にどのような不利益が生じ得るのか不明瞭である。

(資料) 甲1号証 令和3年度版委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）、甲2号証ないし甲6号証 第1回ないし第5回調達等のあり方に関する検討会議事次第（経済産業省）（いずれも略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正部分は、下記3(4)イにおいて法5条6号口の説明を明確化し、下記3(5)において「⑤予定価格」を新たに開示することとするとともに、これに伴い下記2及び4を修正したことであり、追加部分を下線で示している。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年12月28日付け（令和3年1月4日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の各開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年2月11日付け（同月15日受付）で本件各審査請求を提起したものである。
- (3) なお、令和3年2月11日時点で、審査請求人から本件対象文書の開示の実施方法等申出書の提出はない。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、審査請求人が開示を求める部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分は、法の適用条項として法5条6号柱書きを加えた上で、不開示とすることが妥当であると考える。

### 3 理由

(1) 本件対象文書の特定について（略）

(2) 原処分における不開示部分について

原処分においては、①氏名、②職名、③謝金額、④法人の印影、⑤予定価格、⑥技術評価の得点、⑦事業費の内訳（数量、単価、金額等）及び⑧実施計画の詳細を不開示としている。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記（2）に掲げる不開示部分のうち③謝金額、④法人の印影、⑤予定価格、⑥技術評価の得点、⑦事業費の内訳（数量、単価、金額等）及び⑧実施計画の詳細の開示を求め、また、上記第2の2（1）のとおり主張している。

(4) 審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ該当性

(ア) ③謝金額及び⑦事業費の内訳（数量、単価、金額等）は、特定の事業者の財務内容の一部である。当該部分は、競合他社に対して秘匿すべき情報であり、これを公にすると、事業受注競争を行っている競合他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) ④法人の印影は、委託契約書等の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められる。当該部分は、これを公にすると、偽造による悪用等、当該特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) ⑧実施計画の詳細は、特定の法人が企図した「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」等本件対象文書に関する各事業に係る具体的かつ詳細な管理態勢、作業内容、業務運営に関する記述である。当該部分は、当該法人の業務上及び技術的ノウハウ等の内部情報であり、これを公にすると、当該法人の業務上及び技術的ノウハウ等が競業他社等に模倣されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き及びロ該当性

⑥技術評価の得点について。本件対象文書の各契約においては、入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする総合評価落札方式を採用しており、提案書に記載する実施手順、業務スケジュール及び実施体制等の価格以外の要素を価格と併せて評価するため、最低価格で応札した者が必ずしも落札者となるとは限らない。加えて、価格に基づく価格点よりも、価格以外の要素に基づく技術点（技術審査に関する点数）が重視されている。

技術点は、価格点よりも配分割合が大きく重要である一方、技術審査を通じて採点されるため、価格という客観的要素のみを基に構成される価格点と比べると、主観的要素を完全に排除できない。このため、技術点の公表を前提に技術審査を行うとすると、審査を担当する各委員が入札参加者からの批判を恐れて恣意的に画一的評価を行うなど、技術面での優劣を付けないおそれがある。

以上のとおり、技術評価の得点については、これを公にすると、技術審査の採点が期待されたとおり実施されなくなり、国の契約当事者としての地位が不当に害され、また、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法5条6号柱書き及び同号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (5) 新たに開示する部分について

「⑤予定価格」については、不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### 4 結論

以上のとおり、審査請求人が開示を求める部分のうち上記3（5）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、法の適用条項として法5条6号柱書きを加えた上で、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月14日 諮問の受理（令和3年（行情）諮問第147号ないし同第153号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年5月20日 審議（同上）
- ④ 同年6月7日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ⑤ 同年11月25日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年12月9日 諮問庁から補充理由説明書を収受（同上）

⑦ 令和4年1月13日 令和3年（行情）諮問第147号ないし同  
第153号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち一部の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求める部分のうち一部を新たに開示するが、その余の部分については、法5条2号イ並びに6号柱書き及びロに該当するとして、不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（別表2ないし別表6の各2欄に掲げる部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表3、別表5及び別表6の各3欄に掲げる部分）

ア 別表3の3欄に掲げる部分（事業費の内訳（数量、単価、金額等））

当該部分は、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」、「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」及び「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業」（以下、単に「事業」という。）の実施に関する厚生労働省と委託事業者との間の委託契約締結に係る伺い文書（別紙の各（1）に掲げる文書。以下、併せて「契約伺い」という。）、事業に関する厚生労働省と委託事業者との間の委託契約書（別紙の各（2）に掲げる文書。以下、併せて「契約書」という。）及び事業に関する委託費の額の確定に係る伺い文書（別紙の各（3）に掲げる文書。以下、併せて「確定伺い」という。）の添付資料である委託費交付内訳、委託事業費精算報告書等の記載のうち、事業に係る事業費及び管理費の金額の記載である。当該部分には、事業に係る人件費の額等事業費又は管理費の内訳の記載はなく、また、下記（2）ア（イ）に掲げる経費の具体的・詳細な内容が含まれているとは認められない。

このため、当該部分は、これを公にしても、競合他社との間で委託事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ 別表5の3欄に掲げる部分（実施計画の詳細）

当該部分は、契約伺い及び確定伺いの添付資料である委託事業者の

委託事業実施計画書の記載の一部である。当該部分は、同じ委託事業実施計画書のうち原処分において開示されている部分と同じ内容であるか、又は委託事業者から事業完了後に提出された当該事業に係る報告書のうち原処分において開示されている内容と同様の内容若しくはそれから推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 別表6の3欄に掲げる部分（技術評価の得点）

（ア）当該部分は、契約伺いの添付資料である開札調書及びその別添に記載された委託事業者及び非落札事業者に係る（a）技術評価点並びに（b）その内訳である「1. 事業の実施内容等」及び「2. 組織の経験・能力等」又は「2. 事業実施主体の適格性（価格と同等に評価できる項目）」と題する大枠の評価点の記載である。

（イ）諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）イ）において、事業の契約において採用されている総合評価落札方式では、入札参加事業者に係る提案書、業務スケジュール及び実施体制等の要素を勘案した技術点を、価格点と併せて評価することとなるが、技術審査を通じて採点される技術点は、価格という要素のみを基に構成される価格点と比べて、主観的要素を完全に排除できず、技術点の公表を前提に技術審査を行うこととなると、審査を担当する評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うなどのおそれがある旨説明する。

（ウ）しかしながら、当該部分のうち、上記（ア）の（b）は各評価委員による評価点の平均点（文書4及び文書7については、平均点の合計も含む。）であり、（a）は平均点の合計であるにすぎない。このため、当該部分を公にすると評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うなどのおそれがある旨の上記（イ）の諮問庁の説明を首肯することはできない。

原処分において非落札事業者の名称が開示となっていないことを踏まえると、当該部分については、全ての入札参加事業者についてこれを公にしても、厚生労働省が行う契約に関する事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、同省が行う契約に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及び口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（各別表の2欄に掲げる部分のうち上記(1)を除く部分）

ア 法5条2号イ該当性

(ア) 別表2の2欄に掲げる部分（謝金額）

当該部分は、契約伺い及び確定伺いにおける講師謝金に関する記載であり、学校への派遣講師及びシンポジウムにおける講演等の講師に係る個別の謝金額及び全体額等についての記載である。当該部分は、委託事業者が委託契約額等を踏まえた上で支出した講師謝金に関する具体的・詳細な内容であり、当該事業者の財務内容等の一端を示すものと認められる。

このため、当該部分は、これを公にすると、委託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表3の2欄に掲げる部分（事業費の内訳（数量、単価、金額等））

当該部分は、(a) 契約伺いの添付資料である委託事業実施計画書に記載された委託費支出内訳、(b) 契約書に記載された委託費交付内訳のうち人件費の記載及び(c) 確定伺いの添付資料である委託事業費精算報告書等に記載された人件費、交通費、印刷費、発送費、光熱費等の詳細である。

(a) については、委託費支出内訳の項目ごとに数量、単価及び合計、(b) については、委託費交付内訳のうち人件費の額、(c) については、人件費に係る時間、単価及び金額、印刷費及び発送費に係る部数、単価及び金額、旅費に係る個別の区間及び金額が記載されるなど、事業費の詳細な内訳が記載されていることから、当該部分は、委託事業者が委託契約額等を踏まえた上で支出した事業に係る経費の具体的・詳細な内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表4の2欄に掲げる部分（法人の印影）

当該部分は、(a) 契約伺いの添付資料である委託事業実施計画書、契約書、確定伺いの添付資料である委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書等の関係書類に押印された委託事業者の印影並びに(b) 確定伺いの添付資料である旅費に関する領収書等に押印された旅行業者等関係事業者の印影である。

当該部分は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであることから、これを公に

すると、偽造により悪用されるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（エ）別表5の2欄に掲げる部分（実施計画の詳細）

当該部分は、契約伺い及び確定伺いの各添付資料である委託事業者の委託事業実施計画書のうち、上記（1）イに掲げる部分を除く部分である。

当該部分は、委託事業者における事業に係る具体的かつ詳細な管理態勢、作業内容、業務運営に関する記載であり、委託事業者の業務上のノウハウ等を含む内部情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き及びロ該当性

別表6の2欄に掲げる部分（技術評価の得点）は、契約伺いの添付資料である開札調書の別添に記載された委託事業者又は非落札事業者に係る技術評価点の基となった各評価委員による評価項目ごとの評価点の記載である。

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）イ）において、事業の契約において採用されている総合評価落札方式では、技術点と価格点と併せて評価することとなるが、提案書、業務スケジュール及び実施体制等の要素についての技術審査を通じて採点される技術点は、価格という要素のみを基に構成される価格点と比べて、主観的要素を完全に排除できず、技術点の公表を前提に技術審査を行うこととなると、審査を担当する評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うなどのおそれがある旨説明するが、当該説明は首肯できる。

このため、当該部分は、これを公にすると、厚生労働省が行う契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号ロに該当するとして、不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ並びに6号柱書き及びロに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2及び別表4の各2欄に掲げる部分並びに別表3、別表5及び別表6の各3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当で

あるが、別表 3，別表 5 及び別表 6 の各 3 欄に掲げる部分は、同条 2 号イ並びに 6 号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙 本件対象文書

### 文書 1（諮問第 1 4 7 号）

- （1）平成 3 0 年度「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学，高等学校等への講師派遣支援事業）」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）平成 3 0 年度過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学，高等学校等への講師派遣支援事業）委託契約書
- （3）平成 3 0 年度「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学，高等学校等への講師派遣支援事業）」の委託費の額の確定について

### 文書 2（諮問第 1 4 8 号）

- （1）平成 2 7 年度「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）平成 2 7 年度過労死等防止対策推進シンポジウム事業委託契約書
- （3）平成 2 7 年度「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」の委託費の額の確定について

### 文書 3（諮問第 1 4 9 号）

- （1）平成 2 8 年度「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）平成 2 8 年度過労死等防止対策推進シンポジウム事業委託契約書
- （3）平成 2 8 年度「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」の委託費の額の確定について

### 文書 4（諮問第 1 5 0 号）

- （1）令和元年度「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学，高等学校等への講師派遣支援事業）」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）令和元年度過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学，高等学校等への講師派遣支援事業）委託契約書
- （3）令和元年度「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学，高等学校等への講師派遣支援事業）」の委託費の額の確定について

### 文書 5（諮問第 1 5 1 号）

- （1）平成 2 9 年度「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）平成 2 9 年度過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業委託契約書
- （3）平成 2 9 年度「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流

会事業」の委託費の額の確定について

文書6（諮問第152号）

- （1）平成30年度「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）平成30年度過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業委託契約書
- （3）平成30年度「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業」の委託費の額の確定について

文書7（諮問第153号）

- （1）令和元年度「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業」に係る契約の締結について（伺い）
- （2）令和元年度過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業委託契約書
- （3）令和元年度「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業」の委託費の額の確定について

別表 1

1 諮問番号	2 原処分の処分日及び文書番号
第147号	令和3年2月5日付け厚生労働省発基0205第4号
第148号	令和3年2月4日付け厚生労働省発基0204第7号
第149号	令和3年2月4日付け厚生労働省発基0204第8号
第150号	令和3年2月5日付け厚生労働省発基0205第5号
第151号	令和3年2月5日付け厚生労働省発基0205第6号
第152号	令和3年2月5日付け厚生労働省発基0205第7号
第153号	令和3年2月5日付け厚生労働省発基0205第8号

(注) 諮問第149号の開示決定通知書の日付中「令和2年」とあるのは誤記であることから、当審査会事務局において上記のとおり訂正した。

別表2 謝金額について（法5条2号イ）

1 文書 番号	2 審査請求人が開示を求める部分
文書	(1) 63頁委託費交付内訳の「講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
1	(3) 59頁委託費交付内訳の「講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄，64頁ないし66頁の「講師①謝金」欄及び「講師②謝金」欄とその「消費税抜き」欄，72頁，75頁ないし109頁，111頁ないし116頁，118頁ないし138頁，140頁ないし150頁，152頁ないし179頁，181頁，183頁ないし187頁，191頁，193頁ないし195頁，197頁ないし224頁，226頁ないし232頁，234頁，236頁，238頁ないし240頁，242頁，245頁ないし250頁，252頁ないし258頁，260頁ないし270頁，272頁，274頁ないし280頁，282頁ないし292頁，294頁ないし305頁，308頁ないし312頁，314頁，316頁，318頁ないし322頁，324頁ないし327頁及び329頁ないし331頁の各「謝金」欄
文書	(1) 58頁委託費内訳書の「講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
2	(3) 6頁委託費内訳書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄，14頁ないし16頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」の「謝金」，「源泉（10.21%）」及び「源泉後」の各欄，70頁委託費内訳書の「講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
文書	(1) 63頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
3	(3) 6頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄，16頁及び17頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」の「謝金」欄とその「消費税抜き」欄，81頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
文書	(1) 69頁委託費内訳の「講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
4	(3) 43頁委託費交付内訳の「講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄，48頁及び49頁の「講師の謝金」欄とその「消費税抜き」欄
文書	(1) 82頁委託費支出内訳明細書「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
5	(3) 125頁委託費支出内訳明細書「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及

		び「合計」欄， 140頁ないし142頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」の「謝金」欄とその「消費税抜き」欄
文 書	(1)	116頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
	(3)	104頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄， 118頁ないし120頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」の「謝金」欄とその「消費税抜き」欄， 248頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
文 書	(1)	42頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄
	(3)	539頁委託費支出内訳明細書の「⑦講師謝金」に係る「単価」欄及び「合計」欄， 551頁ないし553頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」の「謝金」欄とその「消費税抜き」欄

別表3 事業費の内訳（数量，単価，金額等）について（法5条2号イ）

1 文書 番号	2 審査請求人が開示を求める部分	3 2欄のうち開示すべき部分
文書 1	(1) 14頁「委託費交付内訳」，63頁「委託費交付内訳」及び64頁「一般管理費内訳」の不開示部分	14頁事業費及び管理費の各委託金額，63頁空欄部分，「小計1＋小計2」及び「一般管理費」の各「合計」欄，64頁「合計額」欄
	(2) 11頁「委託費交付内訳」の不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3) 58頁「2. 委託費使用内訳」，59頁「委託費交付内訳」，60頁及び61頁の「人件費内訳」，62頁「③ちらし，パンフレット印刷費」，63頁「ちらし，パンフレット発送費等」，64頁ないし66頁の各講師の謝金及び旅費に係る表，67頁ないし70頁の「講師資料印刷費」，71頁「一般管理費内訳」，72頁ないし332頁の「講師謝金・交通費」，証拠資料の各種明細書，各種領収書（振込先口座に係る情報を除く。）の不開示部分	58頁事業費及び一般管理費の各区分の金額，59頁合計欄空欄部分，「小計1＋小計2」欄，「一般管理費」欄，71頁「合計額」欄
文書 2	(1) 13頁「委託費交付内訳」及び58頁「委託費内訳書」の不開示部分	13頁事業費及び管理費の各委託金額，58頁空欄部分，「一般管理費」欄
	(2) 10頁「委託費交付内訳」の不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3) 5頁「2. 委託費使用内訳」，6頁「委託費内訳書」，7頁「人件費内訳」，8頁「②ポスター印刷明細」，9頁「①ちらし印刷明細」，10頁「ちらし，ポスター発送」，11頁「④プレスリリース広報費明細」，12頁「⑤会場費明細」，13頁「スタッフ旅費」，14頁ないし16頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」，17頁「⑨派遣スタッフ明細」，	5頁一般管理費の各区分の金額，21頁「合計額」欄

		18頁「⑩司会明細」，19頁「⑪手話通訳明細」，20頁「⑫配布資料印刷費」及び21頁「一般管理費内訳」の不開示部分	
文書3	(1)	13頁「委託費交付内訳」及び63頁「委託費支出内訳明細書」の不開示部分	13頁事業費及び管理費の各委託金額，63頁合計欄空欄部分，「一般管理費」欄
	(2)	10頁「委託費交付内訳」不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3)	5頁「2. 委託費使用内訳」，6頁「委託費支出内訳明細書」，7頁及び8頁の「人件費内訳」，9頁「①ちらし印刷明細」，10頁及び11頁の「②ポスター印刷明細」，12頁「ちらし，ポスター，ポケットティッシュ発送」，13頁「④プレスリリース広報費明細」，14頁「⑤会場費明細」，15頁「⑥スタッフ旅費」，16頁及び17頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」，18頁「⑨派遣スタッフ明細」，19頁「⑩司会明細」，20頁及び21頁の「⑪手話通訳明細」，22頁「⑫配布資料印刷費」及び23頁「一般管理費内訳」の不開示部分	5頁一般管理費の各区分の金額，23頁「合計額」欄
文書4	(1)	69頁「委託費内訳」の不開示部分	合計欄空欄部分，「小計1＋小計2」欄，「一般管理費」欄
	(2)	11頁「委託費交付内訳」の不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3)	42頁「2. 委託費使用内訳」，43頁「委託費交付内訳」，44頁「人件費内訳」，45頁「③ちらし，パンフレット制作費」及び「ビデオ制作」，46頁及び47頁の「④ちらし，パンフレット発送費」，48頁及び49頁の講師謝金・旅費一覧，50頁ないし52頁の「②講師資料印刷費」，53頁「一般管理費内訳」，69頁「委託費交付内訳」及び98頁上半分の委託費交付内訳の不開示部分	42頁事業費及び一般管理費の各区分の金額，43頁合計欄空欄部分，「小計1＋小計2」欄，「一般管理費」欄，53頁「合計額」欄，69頁事業費及び管理費の各委託金額，98頁管理費の各区分の金額

文書 5	(1)	14頁「委託費交付内訳」及び82頁「委託費支出内訳明細書」の不開示部分	14頁事業費及び管理費の各委託金額，82頁合計欄空欄部分，「一般管理費」欄
	(2)	11頁「委託費交付内訳」の不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3)	124頁「2. 委託費使用内訳」，125頁「委託費支出内訳明細書」，126頁及び127頁の「人件費内訳」，128頁及び129頁の「①チラシ印刷明細」，130頁及び131頁の「②ポスター印刷明細」，132頁ないし134頁の「③ちらし，ポスター発送等」，135頁「④プレスリリース広報費明細」，136頁及び137頁の「⑤会場費明細」，138頁及び139頁の「⑥スタッフ旅費」，140頁ないし142頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」，143頁「⑨派遣スタッフ明細」，144頁「⑩司会明細」，145頁「⑪手話通訳明細」，146頁「⑫配布資料印刷費」，147頁「一般管理費内訳」及び173頁「委託費交付内訳」の不開示部分	124頁一般管理費の各区分の金額，125頁合計欄空欄部分，「小計1＋小計2」欄，「一般管理費」欄，147頁「合計額」欄，173頁事業費及び管理費の各委託金額
文書 6	(1)	14頁「委託費交付内訳」及び116頁「委託費支出内訳明細書」の不開示部分	14頁事業費及び管理費の金額，116頁合計欄空欄部分，「小計1＋小計2」欄，「一般管理費」欄
	(2)	11頁「委託費交付内訳」不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3)	103頁「2. 委託費使用内訳」，104頁「委託費支出内訳明細書」，105頁及び106頁の「人件費内訳」，107頁及び108頁の「①チラシ印刷明細」，109頁「②ポスター印刷明細」，110頁及び111頁の「③ちらし，ポスター発送等」，112頁「④プレスリリース広報費明細」，113頁及び114頁の「⑤会場費明細」，115頁ないし117頁の「⑥スタッフ旅費」，11	103頁事業費及び一般管理費の各区分の金額，104頁合計欄空欄部分，「小計1＋小計2」欄，「一般管理費」欄，125頁「合計額」欄，151頁事業費及び管理費の各委託金額，248頁合計

		8 頁ないし 1 2 0 頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」, 1 2 1 頁「⑨派遣スタッフ明細」, 1 2 2 頁「⑩司会明細」, 1 2 3 頁「⑪手話通訳明細」, 1 2 4 頁「⑫配布資料印刷費」, 1 2 5 頁「一般管理費内訳」, 1 5 1 頁「委託費交付内訳」及び 2 4 8 頁「委託費支出内訳明細書」の不開示部分	欄空欄部分, 「小計 1 + 小計 2」欄, 「一般管理費」欄
文 書 7	(1)	4 2 頁「委託費支出内訳明細書」の不開示部分	合計欄空欄部分, 「小計 1 + 小計 2」欄及び「一般管理費」欄
	(2)	1 1 頁「委託費交付内訳」の不開示部分	事業費及び管理費の各委託金額
	(3)	5 3 8 頁「2. 委託費使用内訳」, 5 3 9 頁「委託費支出内訳明細書」, 5 4 0 頁「人件費内訳」, 5 4 1 頁及び 5 4 2 頁の「①チラシ印刷明細」, 5 4 3 頁「②ポスター印刷明細」, 5 4 4 頁「③ちらし, ポスター発送等」, 5 4 5 頁「④プレスリリース広報費明細」, 5 4 6 頁及び 5 4 7 頁の「⑤会場費明細」, 5 4 8 ないし 5 5 0 頁の「⑥スタッフ旅費」, 5 5 1 頁ないし 5 5 3 頁の「⑦⑧謝金・旅費明細」, 5 5 4 頁「⑨派遣スタッフ明細」, 5 5 5 頁「⑩司会明細」, 5 5 6 頁「⑪手話通訳明細」, 5 5 7 頁「⑫配布資料印刷費」, 5 5 8 頁「一般管理費内訳」, 5 8 4 頁「委託費交付内訳」及び 6 2 8 頁「過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業委託費交付内訳」の不開示部分	5 3 8 頁事業費及び一般管理費の各区分の金額, 5 3 9 頁合計欄空欄部分, 「小計 1 + 小計 2」欄, 「一般管理費」欄, 5 5 8 頁「合計額」欄, 5 8 4 頁事業費及び管理費の各委託金額, 6 2 8 頁管理費の各区分の金額

(注) 2 欄については, 講師謝金, 個人の職氏名及び法人の印影を除くものとする。

別表4 法人の印影について（法5条2号イ）

1 文書 番号	2 審査請求人が開示を求める部分
文 書 1	(1) 36頁及び63頁の委託事業者の印影
	(2) 1頁ないし3頁, 9頁及び10頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 58頁, 352頁ないし354頁, 360頁, 361頁, 381頁及び407頁の委託事業者の印影, 188頁旅行業者の印影
文 書 2	(1) 38頁及び58頁の委託事業者の印影
	(2) 1頁及び9頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 22頁, 50頁, 70頁, 71頁及び79頁の委託事業者の印影
文 書 3	(1) 39頁委託事業者の印影
	(2) 1頁及び9頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 24頁, 57頁, 82頁及び90頁の委託事業者の印影
文 書 4	(1) 39頁委託事業者の印影
	(2) 1頁及び10頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 42頁, 59頁, 68頁及び97頁ないし99頁及び128頁の委託事業者の印影
文 書 5	(1) 40頁委託事業者の印影
	(2) 1頁及び10頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 124頁, 163頁, 172頁, 192頁, 193頁及び237頁の委託事業者の印影, 123頁関係事業者の印影
文 書 6	(1) 41頁委託事業者の印影
	(2) 1頁及び10頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 103頁, 141頁, 150頁, 173頁及び250頁の委託事業者の印影
文 書 7	(1) 40頁委託事業者の印影
	(2) 1頁及び10頁の委託事業者の印影
	(3) 5頁, 538頁, 574頁, 583頁, 626頁ないし629頁及び710頁の委託事業者の印影

別表5 実施計画の詳細について（法5条2号イ）

1 文書 番号	2 審査請求 人が開示を求 める部分	3 2欄のうち開示すべき部分
文書 1	(1) 38頁ないし 62頁の不開 示部分	44頁「各地域講師候補」表の表頭，46頁左右の表の表頭，48頁不開示部分1行目1文字目ないし19文字目，46文字目ないし2行目，52頁及び53頁の各不開示部分1行目（括弧内を除く。），57頁不開示部分1行目，2行目，62頁不開示部分1行目（括弧内を除く。）
	(3) 382頁ない し406頁の 不開示部分	388頁「各地域講師候補」表の表頭，390頁左右の表の表頭，392頁不開示部分の1行目1文字目ないし19文字目，46文字目ないし2行目，396頁及び397頁の各不開示部分1行目（括弧内を除く。），401頁不開示部分1行目ないし3行目，406頁不開示部分1行目及び2行目（括弧内を除く。）
文書 2	(1) 40頁ないし 57頁の不開 示部分	42頁及び43頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て，46頁「内容」欄1行目ないし4行目，54頁不開示部分1行目及び2行目（括弧内を除く。）
	(3) 52頁ないし 69頁の不開 示部分	54頁及び55頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て，58頁「内容」欄1行目ないし4行目，66頁不開示部分1行目及び2行目（括弧内を除く。）
文書 3	(1) 41頁ないし 62頁の不開 示部分	43頁及び44頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て，45頁最左列の表頭を含む全て，46頁「内容」欄1行目ないし7行目，49頁不開示部分1行目，55頁不開示部分1行目及び2行目（括弧内を除く。）
	(3) 59頁ないし 80頁の不開 示部分	61頁及び62頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て，63頁最左列の表頭を含む全て，64頁「内容」欄1行目ないし7行目，67頁不開示部分1行目，73頁不開示部分1行目及び2行目（括弧内を除く。）
文書 4	(1) 41頁ないし 67頁の不開 示部分	47頁「各地域講師候補」表の表頭，50頁左右の表の各表題及び表頭，53頁不開示部分の1行目1文字目ないし19文字目，2行目7文字目ないし最終文字，57頁及び58頁の各不開示部分1行目（括弧内

			を除く。), 61頁不開示部分1行目ないし3行目, 67頁不開示部分1行目及び2行目(括弧内を除く。)
	(3)	100頁ないし126頁の不開示部分	106頁「各地域講師候補」表の表頭, 109頁左右の表の各表題及び表頭, 112頁不開示部分1行目1文字目ないし19文字目, 2行目7文字目ないし最終文字, 116頁及び117頁の各不開示部分1行目(括弧内を除く。), 120頁不開示部分の1行目ないし3行目, 126頁不開示部分1行目及び2行目(括弧内を除く。)
文 書 5	(1)	42頁ないし81頁の不開示部分	44頁ないし46頁の最左列及び左から3列目の全て, 47頁最左列の表頭を含む全て, 48頁「内容」欄1行目ないし4行目及び6行目, 76頁不開示部分8行目の表頭, 77頁不開示部分1行目の表頭, 78頁不開示部分1行目1文字目ないし27文字目, 36文字目ないし最終文字, 79頁不開示部分1行目
	(3)	195頁ないし234頁の不開示部分	197頁ないし199頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て, 200頁最左列の表頭を含む全て, 201頁「内容」欄1行目ないし4行目及び6行目, 229頁不開示部分8行目の表頭, 230頁不開示部分1行目の表頭, 231頁不開示部分1行目1文字目ないし27文字目, 36文字目ないし最終文字, 232頁不開示部分1行目
文 書 6	(1)	43頁ないし115頁の不開示部分	46頁ないし48頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て, 49頁最左列の表頭を含む全て, 50頁「内容」欄1行目ないし3行目及び5行目, 115頁不開示部分1行目
	(3)	175頁ないし247頁の不開示部分	178頁ないし180頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て, 181頁最左列の表頭を含む全て, 182頁「内容」欄1行目ないし3行目及び5行目, 247頁不開示部分1行目
文 書 7	(1)	43頁ないし121頁の不開示部分	48頁最左列の表頭を含む全て, 50頁「内容」欄1行目ないし3行目及び5行目, 68頁ないし70頁の最左列及び左から3列目の表頭を含む全て, 120頁不開示部分1行目
	(3)	631頁ないし709頁の	636頁最左列の表頭を含む全て, 638頁「内容」欄1行目ないし3行目及び5行目, 656頁ないし6

	不開示部分	5 8 頁の最左列及び左から 3 列目の表頭を含む全て, 7 0 9 頁不開示部分 1 行目
--	-------	---

(注) 2 欄については, 個人の職氏名を除くものとする。

別表6 技術評価の得点について（法5条6号柱書き及び口）

1 文書番号	2 審査請求人が開示を求める部分	3 2欄のうち開示すべき部分
文書1	(1) (a) 35頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 34頁「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 表の最右端2つの枠
文書2	(1) (a) 34頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 35頁ないし37頁の「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 各頁の表最右端の2つの枠
文書3	(1) (a) 35頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 36頁ないし38頁の「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 各頁の表最右端の2つの枠
文書4	(1) (a) 38頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 37頁「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 下段の表全て
文書5	(1) (a) 35頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 36頁ないし38頁の「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 各頁の表最右端の2つの枠
文書6	(1) (a) 38頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 39頁及び40頁の「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 各頁の表最右端の2つの枠
文書7	(1) (a) 37頁「3 入札者名及び入札価格」の「技術点A」欄 (b) 38頁及び39頁の「II 技術点」不開示部分（個人の氏名を除く。）	(a) 全て (b) 各頁下段の表全て